

1. 議事日程

〔令和8年第2回安芸高田市議会6月定例会第19日目〕

令和8年6月29日
午前10時開議
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第38号 安芸高田市まち・ひと・しごと創生基金条例の一部を改正する
条例
日程第3 議案第41号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する
条例
日程第4 議案第40号 安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非
常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す
る条例
日程第5 議案第46号 財産の取得について（安芸高田市立小中学校用電子黒板等購入
）
日程第6 発議第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書について
日程第7 発議第5号 核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求め
る意見書について
日程第8 議員派遣の件について
日程第9 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	益 田 一 磨	2番	佐々木 智 之
3番	熊 高 慎 二	4番	浅 枝 久美子
5番	小 松 かすみ	6番	南 澤 克 彦
7番	山 本 数 博	8番	新 田 和 明
9番	山 根 温 子	10番	児 玉 史 則
11番	大 下 正 幸	12番	熊 高 昌 三
13番	宍 戸 邦 夫	14番	金 行 哲 昭
15番	秋 田 雅 朝	16番	石 飛 慶 久

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

3番	熊 高 慎 二	4番	浅 枝 久美子
----	---------	----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
教 育 長	猪 掛 公 詩	総 務 部 長	新 谷 洋 子
総務部政策統括監	佐々木 満 朗	危機管理監	神 田 正 広
企 画 部 長	黒 田 貢 一	市 民 部 長	北 森 智 視
福祉保健部長兼福祉事務所長	高 下 正 晴	産 業 部 長	小 櫻 静 樹
建 設 部 長	佐々木 宏	消 防 長	吉 川 真 治
教 育 次 長	森 岡 和 子	企 画 部 次 長	小 林 崇 文
総 務 課 長	玉 井 郁 生	財 政 課 長	塚 本 真 樹
政 策 企 画 課 長	松 田 祐 生		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	井 上 和 志	事 務 局 次 長	國 岡 浩 祐
総 務 係 長	宗 近 弘 美	主 任 主 事	波多野 奈 美

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

- 石 飛 議 長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。  
井上事務局長。
- 井上事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、1件の報告がありました。  
第2点、監査委員より令和8年5月分の例月出納検査の報告がありました。  
それぞれ写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。  
以上で、諸般の報告を終わります。
- 石 飛 議 長 以上で、諸般の報告を終わります。  
続いて、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。  
大下議会運営委員長。
- 大下議会運営委員長 おはようございます。  
本日の会議の運営につきまして、6月19日議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。  
追加議案となる議案第46号、発議4号及び発議5号の3件は、提案理由説明の後、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行うことといたしました。  
また、議員派遣の件につきましては、高校生と議会との意見交換会及び地域懇談会に係る議員派遣について採決を行うことといたしました。  
以上、報告を終わります。
- 石 飛 議 長 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 石 飛 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において3番熊高議員及び4番 浅枝議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第38号 安芸高田市まち・ひと・しごと創生基金条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第41号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長      日程第2、議案第38号「安芸高田市まち・ひと・しごと創生基金条例の一部を改正する条例」の件及び日程第3、議案第41号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して議題といたします。

    本案2件は、総務文教常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

    山根総務文教常任委員長。

○山根総務文教常任委員長

    おはようございます。

    総務文教常任委員会委員長報告を行います。

    令和8年6月11日付で本委員会に付託されました議案の審査結果について、報告をいたします。

    付託のあった議案について、6月23日に委員会を開き、審査を行いました。

    議案第38号「安芸高田市まち・ひと・しごと創生基金条例の一部を改正する条例」は、新たな地域再生計画の認定に伴い条例の一部を改正するもので、主な改正内容は、計画名称を「第2期安芸高田市の未来につなげるプロジェクト」に変更すること。基金の充当事業を「若者に選ばれるまちづくり事業」、「第2のふるさとづくり事業」、「帰ってきたくなる学びのまちづくり事業」、「自助・互助・共助・公助のまちづくり事業」の4事業に刷新し、第3次安芸高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を図るものとの説明がありました。

    審査の過程において、委員より「改正後の4つの項目における具体的な事業について、新たに追加された具体的な事業はあるのか。」との質疑があり、執行部より「基本的な事業内容は、前回計画から引き継いでおり、新たな追加事業はない。重点プロジェクトの事業全般を網羅できるよう考えている。」との答弁がありました。

    次に、議案第41号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、民間提案制度により、提案事業者と詳細協議が合意に至ったことから、旧来原小学校のグラウンド及び体育館について用途廃止を行い、条例の別表から削除するもの。」との説明がありました。

    以上の2議案について、慎重に審査し採決した結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

    以上、報告といたします。

○石 飛 議 長

    以上で、委員長の報告を終わります。

    これより質疑に入ります。

    ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

    (質疑なし)

○石 飛 議 長

    質疑なしと認めます。

    これより、本案2件に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決の方法についてお諮りします。

討論がありませんでしたので、本案2件については一括して採決させていただきますと考えますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長

異議なしと認め、さよう決しました。

これより、議案第38号「安芸高田市まち・ひと・しごと創生基金条例の一部を改正する条例」の件及び議案第41号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して起立により採決いたします。

本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長

起立多数であります。よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第40号 安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長

日程第4、議案第40号「安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本案は、産業厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

南澤産業厚生常任委員長。

○南澤産業厚生常任委員長

産業厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和8年6月11日付で本委員会に付託されました議案の審査結果について、報告します。

付託のあった議案について、6月24日に委員会を開き審査を行いました。

議案第40号「安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、観光振興計画の策定に伴い、進捗状況を調査・審議するための新たな附属機関を設置するもの。また、附属機関の設置に伴い、非常勤の職員を追加するため、所要の改正を行うもの。

委員は、学識経験者と一般の2区分とし、それぞれの報酬額は月額1万

3,000円と7,000円であるとの説明がありました。

審査の過程において、委員より「学識経験者1名、一般8名の委員会構成で、人選はこれからということだが、前回12名構成からはどの辺りが減ったのか。」との質疑があり、執行部より、「前回の委員には市役所職員が含まれている。このたびは、報酬の発生する学識経験者1名及び一般8名までに加え、報酬の発生しない市役所職員が数名加わる形を計画している。」との答弁がありました。

さらに、委員より「任期は何年となるのか。」との質疑があり、執行部より「任期は1年を想定している。」との答弁がありました。さらに、委員より「策定後の進捗について調査・審議するとあるが、新たな委員会を設けて行うのか。」との質疑があり、執行部より「今年度に策定を行い、数年後に進捗状況の確認を行うことを想定している。その際は、再招集という形で委員会を開く予定である。」との答弁がありました。

以上、議案について慎重に審査し、採決した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○石 飛 議 長 以上で、委員長の報告を終わります。
これより質疑に入ります。
ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。
(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。
以上で、質疑を終了いたします。
これより、本案に対する討論を行います。
討論はありませんか。
(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認めます。
以上で、討論を終結いたします。
これより、議案第40号「安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第46号 財産の取得について（安芸高田市立小中学校用電子黒板等購入）

○石 飛 議 長 日程第5、議案第46号「財産の取得について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

- 藤 本 市 長     本案は、市内小・中学校に整備する電子黒板等機器の取得について、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 石 飛 議 長     以上で、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

黒田企画部長。

- 黒田企画部長     それでは、議案第46号「財産の取得について」説明します。  
説明資料を御覧ください。

本件は、市内の小・中学校に設置している電子黒板の老朽化とメーカーサポートの終了に伴い、機器の更新を行うものです。

契約の相手方は、安芸高田市甲田町の株式会社ハマイ物産です。納期は、小・中学校の夏休み期間中に機器設置を完了する必要があるため、2026年8月31日までとしています。

契約の経緯は、市内業者8社による指名競争入札を実施しましたが、応札の意思を示したのがハマイ物産のみだったため、入札は中止となりました。地方自治法施行令第167条の2、第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき」に基づき、4の経過に記載の手続を経て、6月11日に随意契約による仮契約を締結しています。

契約金額は3,660万4,040円です。納入する物品は、電子黒板56台、書画カメラ59台です。主要仕様については、資料に記載のとおりです。

以上で、要点の説明を終わります。

- 石 飛 議 長     以上で、要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
益田議員。

- 益 田 議 員     1番益田一磨です。  
2点質疑させていただきます。  
黒板とカメラのそれぞれの台数の違いが56台と59台とあったので、台数の違いの理由をもう少し補足説明いただけたらというのが1点です。

2点目が、それぞれの機器の耐用年数、それから今回のメーカー保証期間というのがおおむねどの程度であるのか伺いたいと思います。

- 石 飛 議 長     答弁を求めます。  
黒田企画部長。

- 黒田企画部長     各学校における授業の活用状況でございますとか、必要数を調査・集計した結果、電子黒板が56台、書画カメラが59台の導入となっております。学校ごとの実態に合わせた配置ということで、故障などが生じたも

のを変更することによる台数の差異が生じたということでございます。  
メーカーの耐用年数については、資料を持ち合わせておりません。

○石 飛 議 長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時19分 休憩

午前10時21分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

引き続き、答弁をお願いします。

黒田企画部長。

○黒田企画部長 テレビと書画カメラの法定耐用年数は、5年間となっております。メーカーの保証につきましては、故障修理で保証期間が3年間でございます。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 ありがとうございます。

先に、また複数伺いたいんですが、1つ目が納期。8月31日となってまして、これまでには終わるんだろうというところなんですが、中学校によっては夏休みが終わって、始業式が8月24からの学校もあるということなのですが、そこまでには全中学校一応、導入台数のこともありましたが間に合うような対応になるのかというところが1つ。

一応端末側が変わったことによって、職員さんとかのいわゆる先生方の操作性が変わったりするものなのか、変わるんであれば研修対応が必要だと思うんですが、そういったのもまとめて夏休み明けには終わってくれるような対応を想定できるのかというのが2点目です。

3点目が、今耐用年数自体は5年と。メーカー保証が3年ということだったんですが、一応中学校等も2031年の4月開校予定ということで、先般の一般質問でも今後の社会情勢等を見て少し伸びるかもしれない。その可能性はなきにしもあらずというところはあったように思いますが、その場合、要は今回の黒板については、統合中学校でも引き続き使用されるようなイメージであるのか。それとも、その際にはまた新しい機器を導入されるようなイメージなのかあたりを伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

黒田企画部長。

○黒田企画部長 1点目の8月末までに設置できるのかというような御質問でございますけれども、これにつきましては、受注している事業者を確認をいたしまして、8月末、いわゆる学校が始まるまでには全て設置工事を完了できるということの回答いただいておりますので、その見込みで進めていきます。



もう一点は、操作性につきましては、現在使用しているものと何も変わっておりませんので、引き続き先生、児童生徒さんが使いやすいような形で運用してまいります。

もう一点目、統合中学校への移行ですけれども、機械の耐用年数がある限りはそちらに移行して使っていきますし、耐用年数が過ぎた機械につきましては、更新をして対応していく予定でございます。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤議員。

○南 澤 議 員 台数のところで先ほどの御説明の中で、必要数を聞かれて故障等も含めて使えるものは使えるような話があったかというふうに思うんですけれども、各校に配備する台数をそれぞれ教えていただけますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

黒田企画部長。

○黒田企画部長 まず、電子黒板の設置台数でございますが、愛郷小学校6台、八千代小学校6台、高宮小学校6台、甲田小学校10台、吉田中学校10台、八千代中学校5台、美土里中学校4台、高宮中学校4台、甲田中学校4台、向原中学校1台でございます。

続いて、書画カメラの設置台数ですが、愛郷小学校7台、八千代小学校6台、高宮小学校6台、甲田小学校11台、吉田中学校10台、八千代中学校6台、美土里中学校4台、高宮中学校4台、甲田中学校4台、向原中学校1台となります。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤議員。

○南 澤 議 員 ということは使えるものは使えるという、引き続き使っていくということなんだろうと思うんですけれども、このたびの更新によって処分するものが発生するのか。処分の方針は決まっているのか等についてお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

黒田企画部長。

○黒田企画部長 今回の更新に基づいて不要になったものにつきましては、処分する予定になっております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。  
これより、議案第46号「財産の取得について」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 発議第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書について

○石 飛 議 長 日程第6、発議第4号「地方財政の充実・強化に関する意見書について」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

13番、穴戸議員。

○穴 戸 議 員 13番、穴戸邦夫です。
提案の理由を説明いたします。
発議第4号、地方財政の充実・強化に関する意見書につきまして、提案理由を申し上げます。

地方自治体は、少子化・高齢化に伴う社会保障制度の整備、災害対策、環境対策、地域交通の維持・再構築など、果たす役割が拡大する中で、防災・減災事業の実施、加えて物価高騰対策と、新たな政策課題に直面しています。今後、ますます地方財政の確立を目指すことが重要となっています。

安芸高田市におきましても、少子化・高齢化、人口減少が急激に進み、このまま続けば市税の減少、普通交付税の配分が減り、財政的に非常に厳しい状況が続くものと予想されます。

市民の皆さんの多様化するニーズに応えるために、私たちは安定した財源確保に向け、最大限の努力をする必要があります。このため、来年度、2027年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、国に対して地方財政の充実・強化を求め、意見書を提出するものです。よろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに異議はありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長

討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、発議第4号「地方財政の充実・強化に関する意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 発議第5号 核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書について

○石 飛 議 長

日程第7、発議第5号「核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

11番、大下議員。

○大 下 議 員

11番、大下でございます。

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

核兵器禁止条約は、核兵器の開発、実験、生産、保有、使用を全面的に禁止し、さらに核による威嚇までも禁じた国際社会で初めての国際条約です。核兵器がもたらす甚大な被害と非人道性を明確にし、核なき世界の実現を目指す国際的な枠組みとして、その重要性は年々高まっています。

唯一の戦争被爆国である日本は、被爆の実相を伝え、核兵器の非人道性を訴えていく歴史的責務を負っています。また、核保有国と非保有国の橋渡し役として、国際的議論に積極的に関与することが求められています。

本年11月には、ようやく発効後初となる第1回再検討会議が開催され、

この会議にオブザーバーとして参加することは、条約の批准とは異なり現実的な実行可能な形で国際議論に関与できる手段であり、日本が核廃絶に向けた明確な意思を示す重要な一歩となります。

以上の理由から、安芸高田市議会として日本政府に対し、核兵器禁止条約第1回再検討会議へオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与することを強く求めるものであります。

提案理由は以上であります。よろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに異議はありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論あり)

○石 飛 議 長 討論がありますので、先に反対の討論の発言を許します。

反対の討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成の討論の発言を許します。

6番、南澤議員。

○南 澤 議 員 発議第5号「核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書について」、賛成の立場から討論を行います。

安芸高田市は、平成17年に非核平和都市宣言を行った自治体です。この宣言は、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を願う市民の意思を明確に示したものであり、本意見書はその精神に合致するものであります。

全国に目を向ければ、非核平和都市宣言を行った自治体は1,741団体中1,625を超え、全体の93%に達しています。これは、核兵器のない世界を求める声が草の根から全国に広がっていることを示しています。

地方議会がこうした意見書を国へ届けることは、まさにその民意を政治に反映させる地方自治本来の役割であると感じます。本意見書が求めるのは、条約への署名・批准という最終目標ではなく、まずはオブザーバーとして会議に参加するという現実的な第一歩にとどまっています。唯一の戦争被爆国として、まだ席に着くことができていないという現状

は、国際社会から見ても理解を得にくいものがあるのではないかと懸念します。

オブザーバー参加は、日本が核廃絶への関与を示す最大限の行動であり、それを果たすことが今求められていると考えます。全国の他自治体とともに、本市議会も声を上げることで、政府を動かす一端を担えと信じ、賛成討論といたします。

○石 飛 議 長 ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第5号「核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議員派遣の件について

○石 飛 議 長 日程第8「議員派遣の件について」を議題といたします。

議員派遣については、会議規則第167条の規定により、お手元に配付しておりますとおり決定いたしたいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。

よって、本件についてはこれを承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第9 閉会中の継続調査の件について

○石 飛 議 長 日程第9「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長、予算決算常任委員長及び総務文教常任委員長より、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出が提出されております。

本件については、これを承認することに異議はありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。

よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上で、本定例会に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和8年第2回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員